

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時 平成 31 年 4 月 16 日 (火)
午前 10 時 2 分～午後 0 時 2 分
(休憩 午前 10 時 29 分～午前 10 時 30 分
午前 11 時 53 分～午前 11 時 53 分)
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
神崎浩之委員長、千葉絢子副委員長、高橋元委員、高橋但馬委員、
菅野ひろのり委員、岩崎友一委員、中平均委員、千田美津子委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、千葉担当書記、前田併任書記、駒木併任書記、尾形併任書記
- 6 説明のために出席した者
保健福祉部
野原保健福祉部長、高橋副部長兼保健福祉企画室長、
今野副部長兼医療政策室長、高橋医師支援推進室長、
阿部保健福祉企画室企画課長、佐々木健康国保課総括課長、
菊池地域福祉課総括課長、小川長寿社会課総括課長、
山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長、門脇子ども子育て支援課総括課長、
福士医療政策室医務課長、稲葉医療政策室地域医療推進課長、
菅原参事兼医師支援推進室医師支援推進監、鈴木医師支援推進室医師支援推進監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の変更について
 - (2) 委員長の互選について
 - (3) 保健福祉部関係
(請願陳情)
受理番号第 89 号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善の
ための必要な措置を求める意見書の提出を求める請願

(継続調査)

児童虐待防止に係る取組について

9 議事の内容

○千葉絢子副委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

去る3月31日、福井せいじ議員が議員辞職したことによりまして、当委員会の委員長が不在となっておりますので、私が暫時委員長の職務を代行させていただきます。

この際、4月15日付で議長において農林水産委員会から当委員会の委員に所属変更されました神崎浩之委員を御紹介申し上げます。神崎委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○神崎浩之委員 神崎浩之です。短い期間となりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○千葉絢子副委員長 よろしくをお願いいたします。

次に、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を御紹介いたします。

上野担当書記です。

千葉担当書記です。

前田併任書記です。

駒木併任書記です。

尾形併任書記です。

次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

それでは初めに、環境生活部の人事紹介を行います。大友環境生活部長から環境生活部の新任の皆様を御紹介願います。

○大友環境生活部長 それでは、環境生活部の新任職員を御紹介します。

小島純副部長兼環境生活企画室長です。

藤澤修若者女性協働推進室長です。

戸田新環境生活企画室企画課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監及び三陸防災復興プロジェクト2019推進室プロジェクト推進監を兼任しております。

高橋光羊環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長です。

川村守環境生活企画室放射線影響対策課長です。

藤澤壮仁環境生活企画室ジオパーク推進課長です。

佐々木秀幸環境保全課総括課長です。

谷藤親史自然保護課総括課長です。

坊良英樹県民くらしの安全課総括課長です。

佐藤敦県民くらしの安全課食の安全安心課長です。

武蔵百合県民くらしの安全課県民生活安全課長です。

八重樫満廃棄物特別対策室再生・整備課長です。

小田島高志若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長です。

工藤祝子若者女性協働推進室連携協働課長です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○千葉絢子副委員長 皆様御苦労さまでした。よろしくお願いいたします。

次に、保健福祉部の人事紹介を行います。新任の野原勝保健福祉部長を御紹介いたします。

○野原保健福祉部長 野原でございます。岩手県の保健医療福祉の推進に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○千葉絢子副委員長 よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、野原保健福祉部長から保健福祉部の新任の方々を御紹介願います。

○野原保健福祉部長 それでは、保健福祉部の新任職員について御紹介いたします。

今野秀一副部長兼医療政策室長です。

山崎淳参事兼障がい保健福祉課総括課長です。

高橋幸代医師支援推進室長です。

菅原朋則参事兼医師支援推進室医師支援推進監です。

阿部真治保健福祉企画室企画課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監及び三陸防災復興プロジェクト2019推進室プロジェクト推進監を兼任しております。

小川修長寿社会課総括課長です。

鈴木優医師支援推進室医師支援推進監です。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○千葉絢子副委員長 どうぞよろしくお願いいたします。皆様、御苦労さまでした。

次に、医療局の人事紹介を行います。新任の熊谷泰樹医療局長を御紹介いたします。

○熊谷医療局長 熊谷です。県営医療の充実に誠心誠意努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○千葉絢子副委員長 それでは、熊谷医療局長から医療局の新任の方々を御紹介願います。

○熊谷医療局長 医療局の新任の説明員を紹介いたします。

三田地好文医療局次長です。

小原勝医療局次長です。

高橋幸代医師支援推進室長です。

菅原朋則参事兼医師支援推進室医師支援推進監です。

一井誠職員課総括課長です。

菊地健治医事企画課総括課長です。

鈴木優医師支援推進室医師支援推進監です。

以上で新任説明員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○千葉絢子副委員長 よろしくよろしくお願いいたします。皆様、お疲れさまでした。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。今回の委員会の所属変更に伴い、委

員席につきましては現在皆様が御着席のとおりとしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子副委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、不在となっております委員長の互選を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子副委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法につきましては指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子副委員長 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については当職において指名することにしたと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子副委員長 御異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決定いたしました。

環境福祉委員長に神崎浩之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました神崎浩之君を環境福祉委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子副委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました神崎浩之君が環境福祉委員長に当選されました。ただいま当選されました神崎浩之君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、神崎浩之委員長、委員長席にお着き願います。

〔「神崎浩之委員長、委員長席に着席」〕

○神崎浩之委員長 新参者でありますけれども、皆様の御推挙をいただきました。精いっぱい頑張っていきたいと思えます。

8年前に当選しまして、東日本大震災津波からの復興というのが我々2期生の課題でありました。すぐこの環境福祉委員会に所属いたしまして、環境、放射能の関係、それから保健福祉に至っては被災された医療機関、保育園等の再建について議論しました。医療局におきましては、県立高田病院、山田、大槌病院の再開に向けて議論をさせていただいたところであります。短い期間ですけれども、県民目線でどうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第89号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

その後、当局から参考説明はありますか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 本請願につきましては、3月19日の常任委員会において御説明をさせていただいておりますが、その後、子ども・子育て支援法の改正法案が国会に提出されている等の動きがございますので、基本的には前回の常任委員会の資料と同様ではございますが、改めてお手元の資料により御説明申し上げたいと思います。

まず、1の幼児教育・保育の無償化の概要につきましては、表に記載のとおりでございます。本年10月からの施行に向けまして、改正法案が国会で審議中でございます。3歳から5歳児までの全ての世帯の子供と、ゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供を無償化の対象とするものでありまして、幼稚園、保育所、認定こども園につきましては利用料を無償化し、新制度に移行していない幼稚園につきましては月2万5,700円までを無償化とするものでございます。

認可外保育施設の利用者も、市町村から保育認定を受けた場合には無償化の対象となりますが、表に記載のとおり、子供の年齢別にそれぞれ上限が設定されます。なお、認可外保育施設につきましては、国の指導監督基準を満たす必要がございますが、5年間は経過措置が講じられるところでございます。

2の無償化に係る財源等につきましては、民間施設の場合は国がその2分の1を、県と市町村がそれぞれ4分の1を負担し、公立施設の場合につきましては市町村がその全額を負担することとされておりますが、初年度の2019年度につきましては、その全額を国費で対応することが示されておりますし、2020年度以降につきましては、消費税率引き上げに伴う増収分を含めまして交付税措置をするということにされているところでございます。

3の食材料費の取り扱いにつきましては、表に記載しておりますとおり、2号認定の保育認定を受けました3歳以上の子供につきましては、現行では主食費のみを保護者が実費負担しておりますが、本年10月の制度施行後は副食費を含めて実費負担となることが予定されております。ただし、現行制度におきましても食材料費につきましては実費負担、または保育料の一部として保護者が負担してきているものでございますので、考え方はこれまでと変わらないものでございます。

次に、資料の2ページでございますが、4として、その他無償化関連事項を記載しております。無償化の施行に伴い必要となる事務費につきましては、その全額を国費で対応することとされてございますし、国におきましては認可外保育施設の質の向上、これは認可化に向けてということでございますが、そういった支援も拡充するということとされております。

冒頭申し上げましたが、今般の幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案につきましては、4月9日に衆議院で可決されまして、現在参議院で審議中とい

う状況でございます。

5の待機児童解消、保育士の処遇改善等につきましては、資料のとおりでございますが、国におきましては順次、保育の受け皿整備を進めているところでございますし、保育人材の確保策として、賃金改善等の取り組みも進められているところでございます。

説明は以上でございます。

○**神崎浩之委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**高橋但馬委員** 請願事項の2のところですが、給食食材費は実費徴収化ではなく、無償化の対象にすることということなのですが、無償化にした場合、県、市町村の負担額はどれぐらいになるかということと、貧困家庭への対応はどうなっているのか、お知らせください。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** 食材料費の関係でございますが、今回その負担がどのようになるかについては、試算がまだございません。ですので、ここについては、申しわけありませんが、お答えする資料を持っておりません。

それから、低所得者への対応ということでございますが、現在も、例えば子供が多い場合、第2子、第3子ということで、同じ世帯の中で利用されている場合につきましては、第2子に関しましては半額になったりですとか、第3子につきまして無料になったりとかということがあります。

今回は、食材料費につきまして、一部実費負担がふえる世帯もあり得るということですので、軽減する世帯の範囲を拡大するという取り扱いをしているところでございます。ただ、それにしてもなお、これまで食材料費の実費負担がなかった世帯につきまして、一部負担が出てくる可能性がある階層がありますので、その点につきましては国のほうでも市町村に対して、そういったことがないように支援のほうをお願いしているというところでして、市町村のほうで対応を検討していただいているところと認識しております。

○**千田美津子委員** 請願事項の1番目にあるように、無償化に当たって地方自治体の負担増にならないようにということで、全額国費でやるべきだという主張があります。それで、資料の1ページの2番目に無償化に係る財源等ということで、2019年度の地方負担分については臨時交付金等を創設して、全額国費で対応する。これ自体はいいのですが、問題なのは来年度以降なのです。地方負担分を基準財政需要額に全額算入すると、それは当然だと思いますけれども、ただ基準財政需要額に算入したからといって、交付税がふえるということにはならないという状況があるわけです。ですから、私は2020年度以降も、請願にあるように、地方の負担にならないようにという部分では、例えば国がきちんと交付金でそれを担保するとか、そういうことがなければ、市町村、地方自治体の持ち出しが、特に公立保育園等にはそういうことが起きるわけですので、これについて県はどのように見ておられるか、その点をお聞きしたいと思います。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** 県としてどうかということですが、今回用意いたしました資料の2ページの最後のところに、参考として加えさせていただいておりま

すが、地方6団体共同声明ということで、これは地方6団体として国のほうに要望といたしますか、提案をしている内容でございます。ただいま御質問にありまして、今回消費税の10月以降の増税分につきまして、基準財政需要額、地方交付税算定上の中に含まれているということでございますけれども、地方6団体といたしましては、これをこの枠の外で、きちんとした形で無償化分について対応するように提案をさせていただいているところでございます、県といたしましてもそういう方向でやっていただければと考えているところでございます。

○千田美津子委員 今御答弁いただいたように、ルールの外枠できちんと手当てすることが必要であると私も思います。そういった部分からすれば、今それらについては何も担保するものがないので、これから地方自治体、地方議会もそうですが、きちんと対応を求めていくということがあわせて必要であると私も考えますので、やはり県としても強力に対応をお願いしたいし、そういう世論を引き続き起こしていくというのが必要だと思いますが、もし何か所感があればお聞きして終わります。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 ただいまの御提案につきましては、今回の幼児教育・保育の無償化に関して、その財源の考え方というところでございますけれども、必要な額、所要額がきちんと確保されるということが大事だと思っております。県も当然のことながら一定の負担をすることになるわけでございますので、国に対して、そういった点について、きちんとした形で対応していただけるように、必要に応じて要望等も検討していきたいと考えております。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○中平均委員 請願の取り扱いの前に、前回の委員会で前委員長が、昨年12月に、同趣旨の意見書が出ているということで、請願者に対してどのように取り扱うかを聞いていただくということになったわけでありまして。その結果について、正式に御説明いただいて、その上で取り扱いを決めるべきではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○神崎浩之委員長 3月中に福井せいじ前委員長が確認いたしました結果、請願は撤回しないとのことでありましたので、通常どおり審査をさせていただくこととしております。

○中平均委員 そういうことであれば、今回継続審査してきていると。私としては、可能であれば、意見書は1年以内というルールの中で、請願項目も限られていることでもありますし、今回の委員会で通したとしても、発議案は6月の定例会に回るということでありますから、このまま継続審査としてはいかがかと思っております。

○千田美津子委員 今、1年ルールという話もありましたが、昨年12月定例会の議員発議で同趣旨の意見書が出されました。それで、年度もかわっておりますし、先ほど質疑をした中でも、国の対応が全部これでよしということにはなっておりませんので、私はこの請

願についてはぜひこの場で採択をしていただいて、そして新たにきちんと給食費の部分も含めた意見書を出していただきたいと思います。

それで、1年ルールというのは取り扱いがちょっと曖昧な部分があります。この間、年度がかわれば、それは新たなものというふうに取り扱ってきた部分があるので、その辺も県議会としてどのように扱ってきたか、もし資料があれば、それも出していただければと思います。

○岩崎友一委員 委員長もかわって、事務局もかわってということですがけれども、たしか前回の審査で、請願事項の1番に関して、請願の趣旨がはっきりしておらず、どういう解釈をすればいいかということで、今回の全額国費で行うなど云々という1番の項目も、今政府が示している10月以降の無償化だけが対象で、これに限っての話なのか。会派の認識としては、10月以降に無償化をしますよと、さらに枠を広げた上で、それに関する無償化を求めているのかというあたりが、会派としては解釈がどっちなのかわからないところで、正しい判断をしかねる状況でございますので、改めて委員長のほうで請願者の方にその辺の趣旨の確認をお願いしたいところです。

ついては、今回は継続審査にさせていただきます、いずれにしろ発議案は、先ほど中平委員からもありましたように、出すとしても6月定例会でありますから、その間に請願者の方々に1番の願意の確認をお願いしたいと思います。

○神崎浩之委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○神崎浩之委員長 それでは、再開いたします。

ただいま千田委員から、1年ルールの資料について質問がございました。資料を見ますと、おおむね1年以内に提出した同趣旨の内容は提出をさけるものとするという一文であります。その中には、年度内、年度を越えたということはありませんので、解釈とすれば、おおむね1年以内に提出した同趣旨の内容は提出を避けるものというふうになっております。

○千田美津子委員 さけるものとするのは、出せないものとするというような感じですか。最後のところのさけるものとするというのは断定したのですか。

○神崎浩之委員長 さけるものとする、断定したものです。

○千田美津子委員 それについては、わかりました。

○神崎浩之委員長 ただいま、継続審査という意見と、それから採択という意見がありました。つきましては、本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神崎浩之委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定い

たしました。

先ほど岩崎委員から、一度請願者に願意等の確認をするべきという御意見がありました。それで、私が請願者に今回の議論等を踏まえて願意等を確認し、次回の委員会においてそれらを御報告した上で、再度審査をいたしたいと思っておりますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもって保健福祉部関係の請願陳情の審査を終わります。

次に、児童虐待防止に係る取組について調査を行います。調査の進め方についてですが、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っております。

それでは、当局からの説明を求めます。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 それでは、児童虐待防止に係る取組につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御説明をさせていただきます。

用意させていただきました資料の内容についてですが、児童虐待の対応の現状、そして昨年度全国で重篤な児童虐待事案が発生したことを受けまして、国におきまして児童虐待対策に対する大きな動きがありましたので、その内容、そして本県の今年度の主な取り組み等につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料の1の本県における児童虐待の現状というところでございます。児童虐待相談対応件数につきましては、平成29年度におきまして、児童相談所が1,088件、市町村が417件、計1,505件でありまして、児童相談所では前年度比15.5%増、県全体では1.9%の増となっております。

また、虐待の種別につきましては、平成29年度は県全体で身体的虐待が21.7%、性的虐待が1.7%、ネグレクトが19.6%、心理的虐待が57.0%となっております。半数以上が心理的虐待ということですが、これは警察からのいわゆる面談DVによる通告が増加していることが大きな要因となっているものと考えられているところでございます。

次に、2の児童虐待防止対策に係る昨年度の経緯についてですが、冒頭申し上げましたとおり、全国での重篤な事案の発生、また本県におきましても、昨年4月に1歳9カ月の子供がネグレクトにより死亡するという、大変痛ましい事案が発生しましたが、その後の国と県の主な対応について記載させていただいております。まず、国の動きについては、平成30年7月20日に国におきまして児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を取りまとめました。東京都目黒区の事案では、他県からの転入後に死亡に至ったということがありましたので、児童相談所間の情報共有を徹底するとともに、子供の安全の確保を第一といたしまして、通告受理後、子供と面会できない場合には警察への援助要請も行いながら立入調査を実施するという、また児童相談所と警察との一層の情報の共有化を図ることなどが打ち出されております。

また、同日付で国から警察との連携強化を求める通知が発出されておきまして、子供の安全確保を最優先するため、警察との情報共有を初めとする一層の連携に向けた取り組みが示されました。その内容は、一つは児童相談所、市町村から警察への情報提供基準の明

確化ということでございます。1点目が虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事件、また児童相談所が通告を受領した後48時間以内に子供の安全確保ができないというような事案、そして虐待による一時保護、または施設入所、里親委託の措置を解除いたしまして家庭復帰をする事案、こういった事案につきましては警察に情報提供するということが示されているところでございます。さらに、この通知では、児童相談所が児童虐待防止法に基づく立入調査を行う際など、必要に応じて警察署長への援助要請を行い、連携して子供の安全確保に万全を期すということを求めているところでございます。

昨年12月18日には、7月の国の緊急総合対策に基づきます児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランと言われているものでありますが、これが決定されました。2019年度から2022年度までの4年間が対象期間とされているところございまして、内容につきましては、児童相談所と市町村の体制強化と専門性の強化というところでございます。

児童相談所では、児童福祉司の増員、これは児童福祉司の配置基準が人口をもとに設定されておりますが、今年度から人口4万人に対して児童福祉司1人の配置基準となっているところを、人口3万人に対して1人の配置基準とするものございまして、これにより児童福祉司1人当たりの担当件数をおおむね40件相当とすることを想定しているものであります。

また、児童心理司の配置基準につきましては、現在は児童相談所運営指針により児童福祉司2人につき1人を配置することとされておりますが、この配置基準を法令上、明確に規定する方針が示されているところでございます。

そのほか、弁護士の常勤配置などによる法的対応体制の強化、あるいは一時保護における個室化ですとか、個別性の尊重などが示されているところでございます。

また、市町村の体制強化については、虐待対応を含め、子供等に関する相談、在宅支援を行う子ども家庭総合支援拠点を2022年度までに全市町村に設置するというところ、また要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置をされる調整担当者を、2022年度までに全市町村に常勤の職員を配置する方針が示されているところでございます。

次に、県の動きといたしましては、昨年4月の北上市での1歳9カ月の子供のネグレクトによる死亡事案の発生を受けまして、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会におきまして、昨年8月から事案の検証と再発防止策の検討を開始したところでございます。

また、昨年7月の国の緊急総合対策ですとか、警察との連携強化に係る通知を受けまして、昨年9月18日には児童虐待に関する児童相談所と警察との相互連携に関する協定を締結いたしまして、国の通知に沿った児童虐待事案の情報共有基準の設定や連絡会議の設置、児童虐待対応に係る合同研修の実施を規定しまして、警察との連携強化を図っているところでございます。

表の最後、平成31年2月8日の児童虐待による死亡事例検証報告書取りまとめ・公表の

ところでございますが、先ほど8月から検証を開始したということを申し上げましたが、4回の会議と現地での関係者からのヒアリング等を受けまして、再発防止策を取りまとめ、子供の安全確保を最優先にした対応の徹底、要保護児童対策地域協議会の機能強化、関係機関による連携強化など、六つの視点での御提言をいただいたところでして、3月20日に市町村担当者会議を開催いたしまして、報告書に基づく再発防止策を説明の上、取組の徹底を要請したところでございます。

2ページをごらん願います。2の今年度の主な取組についてであります。 (1)は児童相談所の体制強化等に関する内容でございます。まず、児童福祉司の増員といたしまして、今年度は福祉総合相談センターで3人、一関児童相談所で2人の児童福祉司を増員しておりますが、福祉総合相談センターにおきましては、これまで1課体制でありましたが、課を分けまして2課体制とし、課長職を新たに1人新設したことに伴いまして、新たに併任発令した課長1人を含め、児童福祉司は現在43人体制としているところでございます。今年度から児童福祉司の配置基準が人口5万人に対して1人から、人口4万人に対して1人に強化されましたが、この基準に合致する児童福祉司の増員となっているところでございます。

また、児童相談所における法的な対応力の強化を図るため、非常勤嘱託の弁護士の勤務日数につきまして、昨年度の年間36日から今年度は42日に拡大をしているところでございます。

そして、老朽度が高く東日本大震災津波による被害も受けた宮古児童相談所の改築に向けまして、本年度は実施設計を行うこととしておりますほか、福祉総合相談センターの一時保護所につきまして、個室化等を図る改修を行うこととしております。

(2)は、市町村との連携、対応力、専門性向上への支援として、市町村の要保護児童対策地域協議会を通じまして、児童相談所の児童福祉司による助言、指導、ケースの同行訪問、あるいは引き続き市町村担当者を対象とした研修の実施などにより、市町村職員のスキルアップを支援していくこととしております。

(3)は、警察との連携強化といたしまして、県警本部に児童相談所情報システムを導入し、随時児童虐待対応ケースの情報共有を図ることとしておりますほか、引き続き警察との連絡会議、合同訓練などを実施し、連携を強化していく方針でございます。

次に、3の国の直近の動向についてでございます。これは、先ほど説明いたしました昨年度の国の緊急総合対策や児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえまして、3月に、国の関係閣僚会議で取りまとめられました児童虐待防止対策の抜本的強化について御説明いたします。今後の国の児童虐待防止対策の方向性を示したものであるものであります。資料の5ページ以降に本文をつけておりますが、概要版は3ページ、4ページのところに付けさせていただきますので、こちらの概要版によりまして御説明をさせていただきます。

3ページの上段からになります。大きな項目立てとして四つございます。一つ目の子

どもの権利擁護としては、①で今国会に児童福祉法の改正法案が提出されていますが、改正法案では体罰を禁止する旨を法定化することが盛り込まれているところでございます。これにつきましては、民法上の保護者の懲戒権との関係性も議論されているところでございますが、改正法施行後、2年を目途に必要な見直しを検討するというところとされているところでございます。また、②におきまして、子供の意見表明権を保障する仕組み、アドボケイトという言い方をいたしますが、権利の表明が困難な子供にかわって、その権利を代弁、擁護し、権利の実現を支援する仕組みというところでございますが、こういったものにつきまして、施行後2年を目途に必要な検討を進めることとされております。

二つ目の児童虐待の発生予防・早期発見といたしましては、まず母子保健施策との連携強化を図るという観点から、①ですが、乳幼児健診未受診者等の定期的な安全確認の実施。②ですが、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置の促進。また、④ですが、スクールカウンセラーの設置の促進や、児童相談所等におきましても、若い世代の相談の支援策というところから、SNSを活用した相談窓口の開設などを進めるという方針が示されているところでございます。

三つ目の児童虐待発生時の迅速・的確な対応といたしましては、主なところを申し上げますと、(1)の児童相談所の体制強化としましては、①のいわゆる介入と支援の機能分化ということでございますが、一時保護などの児童と保護者を引き離す介入的な対応を行う職員と、その後の保護者支援、家族再統合などを支援する職員を分ける方向で体制整備を進めるということが示されております。②の常時弁護士の指導助言を得られるための体制整備。また、③の医師・保健師の配置の義務化のほか、④ですが、児童相談所業務に関する第三者評価などの外部評価の仕組みを導入すること。⑤として、児童虐待対策体制総合強化プランに沿った児童福祉司等の増員を図ること。そして、⑥ですが、職員の処遇改善をあわせて図るということなどが盛り込まれているところでございます。

次に、4ページでございますが、(2)の児童相談所の設置促進といたしましては、①の児童相談所の設置基準につきましては、これまで明確には規定をされていなかったところでございますが、人口等に基づき政令によってこれを規定するということが示されております。②の中核市や特別区の児童相談所の設置に向けて、施行後5年を目途に施設整備や人材の確保、養成などの支援のあり方を検討し、必要な措置を講ずることとされております。③ですが、一時保護所の環境改善等といたしまして、個別的な対応ができる環境、職員体制の整備を図るということが盛り込まれているところでございます。

(3)でございますが、市町村の体制強化としましては、①の国が2022年度までに全市町村への設置を目指しております子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援を拡充すること。②ですが、要保護児童対策地域協議会の充実強化に向けまして2022年度までに全市町村に常勤の調整担当者の配置を推進することなどが盛り込まれているところでございます。

(4)でございますが、子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上のあ

り方の検討といたしましては、児童福祉司等の専門職の一層の資質向上に向けて、改正法施行後1年を目途に、市町村の担当職員も含め、資格のあり方を検討することとされているところがございます。

(5)でございますが、学校・教育委員会における体制強化として、①のスクールソーシャルワーカー等の配置の促進。②ですが、学校向けの対応マニュアルを作成しまして、これに基づく研修の実施を推進するということ。

(6)でございますが、DV対応等の連携強化といたしまして、①の児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力支援センターとの情報共有、連携体制の強化。②ですが、児童相談所にコーディネーターを配置いたしまして、DV被害者と子供を適切に一時保護できる体制を整備することが方針として盛り込まれているところがございます。

(7)でございますが、関係機関の連携強化等といたしまして、①の学校、児童福祉施設、病院等におきまして、児童虐待に関する情報について守秘義務を課すということが法定化する方向で改正法案が出されているところがございます。②の児童相談所と市町村における情報共有につきまして、ICTを活用した全国的なシステムの構築を検討するということ。③ですが、保護者支援プログラムについては、家族支援、家族再統合プログラムといたしまして、暴力的ではない親の子供への接し方の学びと申しますか、こういったものを支援するペアレントトレーニング、こういったものの活用を検討する方向が示されております。④ですが、警察との連携強化といたしまして、本県では既に取り組んでいるところがございますが、情報共有等に関する協定の締結、あるいは合同研修の実施、そして児童相談所への警察職員の配置など、こういったものも図っていくことが示されているところがございます。⑤の児童相談所、学校等の関係機関と警察との連携では、これは千葉県野田市の死亡事例でも問題視をされたところではありますが、威圧的な保護者への対応等におきまして警察との連携を図ることが盛り込まれているところがございます。

最後に、4の社会的養育の充実・強化についてでございますが、①の里親の開拓、里親養育への支援の拡充といたしまして、被虐待児など保護を要する子供を家庭、保護者にかかわって養育する、代替養育と言っておりますが、代替養育に当たりましては、できるだけ家庭的な環境の中で養育していくため、里親のなり手をふやしていく必要がありますので、一層の制度の周知、広報に取り組むことが示されているところがございます。②の特別養子縁組制度等の利用促進といたしまして、現在子供の対象年齢を6歳未満から15歳未満へ引き上げることなどを内容とする民法の改正法案が国会に提出をされているところですが、こうした制度改正を踏まえて制度の利用促進を図っていくことを示しているところがございます。③の児童養護施設の対応につきまして、これも子供がなるべく地域の中で、家庭的な環境の中で養育されるよう、施設の小規模化ですとか、地域分散化、こういったものの推進を図るということが示されております。④ですが、自立に向けた支援の強化といたしまして、18歳に達して児童養護施設を退所した子供等の住まいの確保ですとか、あるいは相談支援を行う自立支援事業の実施促進などを図ること、そういったものが盛り込まれ

ているところでございます。

説明は以上でございますが、児童虐待の防止、対応につきましては、虐待件数の増加ですとか、重篤な事案の発生などがございまして、国における制度、仕組みの改正が頻繁に行われているところでございます。県におきましては、これらの国の動向も踏まえまして、市町村を初め関係機関の連携のもと、その防止、早期発見、早期対応につきまして引き続き努めてまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**高橋元委員** 1ページの最初のところの児童虐待相談対応件数の推移なのですが、児童相談所に対しては前年度比較で15.5%の増とありますが、その下、市町村は22.1%の減となっています。この22%減っているというのは、なぜそうになっているのかと。市町村は余り近過ぎて相談に行けないなどの原因があるのか、お尋ねします。

それから、もう一つは、私小さいころは、1年に1回は健康診断と称して、身長、体重、あと胸打診などを肌着を上げて行っていました。今は学校ではどういう健康診断をやっているのか、もしおわかりであれば教えてください。例えば身体的な虐待があれば、その時点でわかるわけです。今、学校でそういうことはやっていないのか、様子がわかればお伺いしたいと思います。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** 最初のお尋ねでございますが、市町村のケースにつきまして、減少しているというところがデータとして出ているところですが、これは先ほど、警察から面前DVの相談がふえているというお話をしましたけれども、児童相談所に警察で受けた全ての通告が来ることになっておりまして、ふえたところにつきましては、ほぼ面前DVの関係の警察からの通告でございます。これが児童相談所のほうに来ているというのが一つ大きな要因があると思います。市町村で減っていることにつきましては、市町村で虐待事例が減っているということではなくて、通告先が児童相談所中心に通告されているものと理解をしているところでございます。詳細なデータにつきましては持ち合わせておりませんが、市町村に通告をするよりは、先ほど委員からもお話がありましたけれども、余りにも近過ぎてですとか、さまざまな要因もあるかと思いますが、いわゆる虐待の専門的な機関ということで、児童相談所が認知をされてきているというのが一番大きい理由と思っているところでございます。

それから、学校の健診の関係につきましては、やってはいるものと思っておりますが、実際の方法につきましては詳細に把握しておりません。いずれにいたしましても、学校で児童虐待の疑いといいますか、そういった事案があれば、市町村あるいは児童相談所に通告や連絡をいただくような体制をとっているところでありますので、学校からの虐待通告につきましても、平成29年度で学校からは全体の7%ぐらいだったと思いますが通告がありますので、必要に応じて連携をとっているところと思っております。

○**高橋元委員** 民生児童委員が地域の各行政区ごとに配置をされてはいますが、民生児童委員のところでもさまざまな児童虐待とか、そういったものについての研修を受けながら、

日常活動の中でいろいろ点検もされているのではないかと思うわけです。そこと市町村が余り連絡がとれていないのかというところを少し疑問に思っておりましたが、民生児童委員についてはどんな取り組みをしているのか、教えてください。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 民生児童委員の関係でございますけれども、昨年度の北上市での児童虐待死亡事案におきましても、検証していただいた中で、地域の中で民生児童委員さんとの連携が十分ではなかったというようなことが指摘をされたところでございます。県におきましては、関係者への研修について、民生児童委員も含めた研修を実施しているところでありまして、また市町村におきましては、要保護児童対策地域協議会の中に民生児童委員協議会も構成メンバーとして入っていただいているところでもありますので、そういったところを通じながら、さまざまな理解を深めていただいていると思っております。

ただ、個人情報保護の関係というところがやはりネックになっている部分もございまして、市町村要保護児童対策地域協議会の中で、さまざまな虐待対応ケースにつきましては情報共有しているところでございますが、個別のケースにつきまして担当民生児童委員のほうにストレートに情報が伝わっているかというところになりますと、市町村ごとに対応がちよっと異なっているのかと思います。児童虐待につきましては、個人情報保護法を踏まえた個人情報保護の取り扱いの中から、いわゆる人の生命などに関わる事項については、例外的な取り扱いが可能ですが、そのあたりの理解が進んでいないところもあるかもしれないと思っております。まず、そういった点を含めまして、研修等におきまして理解を深めていくように、さらに努めてまいりたいと考えております。

○高橋元委員 それと、警察との連携なのですが、他県では児童相談所に警察官を配置する取り組みをしている県もあります。本県の場合は、人口密度的に果たしてそれが可能なかどうかということですが、問題は保護者が強硬な態度で、調査に行ってもなかなか子供に会わせてくれないなど、いろんなケースがあります。それから、かなり威圧的な発言をされて、訪問した職員もなかなか対応できない、自分の身体も心配して、その先へ進めないという事例もあるわけです。事例によっては警察官にも同行していただいて見守っていただきながら、しっかりとその実情を調査できる、あるいは子供たちとの面談ができるような、そういうことの体制づくりも進めていかなければ、早期対応の段階でおくれをとるのではないかと思います。その辺のところは警察とどのような連携のあり方について協議されているかお尋ねします。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 警察との連携というところでございますが、先ほども少し説明をさせていただきましたが、昨年9月に県警との連携協定を結ばせていただいたところですが、その以前から警察とは年に1回は連絡会議を開催しておりまして、さまざまな事案について相談させていただいているところでございます。また、合同訓練ということで、今委員からもお話がありましたとおり、児童相談所だけでは、訪問しても子供の安全確認ができないというような場合につきまして、臨検と申しますが、家庭裁判所の

許可をいただいて、強制的に家の中に入って子供の安全確認をするというような訓練もさせていただいているところでございます。

それから、児童相談所につきましては、今現在は福祉総合相談センターでございますが、警察のOBの方に御協力をいただいているところでございます。先ほど申し上げました国におきましては、警察とのさらなる連携強化ということで、いわゆる警察との人事交流ですとか、そういったところまで、後ほどごらんいただきたいと思いますと思いますが、この3月に示された国の資料の中では想定をされているところでございます。今委員からも御紹介ございましたとおり、なかなか難しいケースもありますので、警察との連携という点につきましては、ただいま人の配置も含めまして、県の内部でも警察と連携、協力をしながら、また御意見も聞きながら、配置等も含めて検討してまいりたいと思います。

○岩崎友一委員 大きく2点ですが、まず一つは、推移の関係では、年々、本県においても虐待相談件数がふえていると。これは全国的にも同じような流れでありますけれども、増加を続けている要因というものをどう捉えているかということと、あとは全国的にもふえている中で、都市部と例えば本県で、その原因に違いのようなものがあるのかということです。なぜこれを聞くのかというと、国の対策は多分全国一律ですけれども、都市部と地方に差があったりすれば、一律の対策だけではなくて、それぞれの地域に沿った対応が必要なのではないかという点で確認します。

もう一つが、今想定されている部分で、もしわかれば教えてほしいのですが、閣議決定の3ページの資料で、学校等における虐待等に関する相談体制の強化とありますけれども、カウンセラーはわかるのですけれども、SNS等を活用した相談体制というのは、具体的に国としてどのように対応しようとしているのか教えていただきたいと思います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 まず、児童虐待相談対応件数の推移というところでございますが、要因といたしましては、さまざまなことが考えられるところでございますが、虐待自体がふえているというのが一つあるかもしれませんし、また近年、さまざまな児童虐待の死亡事案等が出まして、報道でもかなり注目を浴びているところでございます。これまで県、国も含めて、児童虐待を見つけたら、あるいは疑いがある事例につきましては、市町村や児童相談所に通告をしていただくということが法律上誰にでも義務づけられているところでございます。そのような内容について普及啓発活動に力を入れているところが一般の方々の理解が進んできている要因の一つになろうかと思っております。

もう一つは、児童虐待の通告をするときに全国的な専用ダイヤルがありますが、今いち早くということで、189の電話番号を押していただきますと、これが最寄りの児童相談所につながるシステムになっています。実はこれまでは、スマートフォンや携帯電話からはストレートにつながらなくて、いわゆるプッシュ式で、どこの地域ですかとか、少し手間がかかっていたところでございます。これが、昨年からは189に電話をしますと、携帯電話等からもオペレーターが直接対応するというシステムに変わっておりまして、そういった使いやすさの改善も原因の一つだと思います。

また、これにつきましては、本年4月からは通話料がかからない無料化としておりますので、児童相談所なりに児童虐待通告がしやすくなっている、要因の一つだと思います。

それから、都市部と地方との違いということですが、例えば児童虐待の種別等で見ますと、中身的には、詳細に分析をしますと幾らか違いが出てくるのかもしれませんが、そんなに大きな違いはございません。ただ、昨年度、全国で重篤な死亡事案が発生しておりますのは、他県から、例えば大都市部に転居をされて、そこでの対応が難しかったというケースが結構ございます。本県におきましても、他県からそういったケースの方が転入してくる場合もありますし、また県内でも、例えば沿岸地域から内陸地域ですとか、内陸地域から沿岸地域というように転居の例もありますけれども、その連絡体制をきちんととれるかどうかというところは大きなポイントだと思っております。

本県におきましては、そういった点は慎重に、きちんとされていると理解しております。重篤な事案が発生するところには、本県は対応が強化されていると思っておりますのでございます。

また、もう一点でございますが、国から3月に示されました対応方針の中で、学校等におけるSNS等を活用した相談体制の充実がございまして、この事業の一部は国の事業として、モデル的に実施検討され、既に動き出している部分はございます。例えば児童相談所におきまして、SNSを利用した相談の受け付け対応というところも、全国的には一部始められております。ただ、本県におきましてはまだこの対応をしておりませんが、国の方針あるいは補助事業の活用等を含めまして、実施については今後児童相談所と相談、あるいは意見を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 わかりました。考え方の確認ですが、私が代表質問でも取り上げました学校のいじめの問題で、いじめの撲滅が一番いいのでしょうかけれども、正直厳しいと。そういう中で、早期発見をすることによって、いじめによる自殺などを防ぐことが重要だということです。県教育委員会でも取り組みを進める中で、いじめの認知件数は年々ふえてきている状況ですけれども、この虐待に関する考え方は、件数がふえているのは悪いというわけではなくて、早期発見が大切なのだと。いち早くですか、そのダイヤルの利便性を向上させたり、相談窓口の強化だったり、啓発活動を通して、どんどん、虐待を早期に発見する体制をつくって、最悪、命が失われないような対策をとっていくという考え方が一番前提であるということによろしいでしょうか。今後の進め方は、どのようなものでしょうか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 ただいま委員からお話ございましたとおり、まさしくそのとおりだと思います。一方では、虐待の防止という観点でも、先ほど申し上げましたとおり、普及啓発活動も大事だと思っておりますのでございます。そういった点、防止、早期発見、早期対応、さらには被虐待児の自立支援等につきましても、総合的な対策が必要と考えているところでございます。

○千田美津子委員 3月20日に担当者会議を開いて説明をしたということでありませ

れども、その際に出された意見、現状等の課題など、もし出されたのであればお聞きをしたいと思います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 3月20日に市町村の担当者を集めまして、会議を開いたところでございます。その中では、昨年度の本県の死亡事案につきまして検証報告書の内容について詳細に報告し、説明しました。市町村からは、今回検証報告書の中で提言をいただいた中の、例えば市町村要保護児童対策協議会等の職員の体制の関係ですとか、職員の確保、人材の確保がなかなか難しいですとか、さまざまな声は聞いているところではありますが、いずれ児童虐待対応につきましては、市町村の体制強化と申しますか、身近な市町村の対応が非常に重要でありますので、相談体制等を含めまして、県としては、きちんとした対応をしていただきたいと思いますと説明しております。また、充実した対応に向けて御検討いただきたいと要請をしたところでございます。

○千田美津子委員 先ほど高橋元委員からの話にもありましたが、全体の虐待相談対応件数がふえている中で市町村への相談は意外と減っている。やはりそれは専門職の方が窓口にいるか、いないかが、一つは左右しているのではないかと思います。それと、北上市事案のときも現地に行ってお聞きをしましたけれども、非常勤の方々に決して専門家ではない方々が対応されている。しかも、勤務時間が短い、そういう中での対応ということで、市町村は、行政改革の中で、決して職員数が多くない中で対応している。こういう事案は本当に大事な事案ですし、対応をきちんとすべきだと思います。ですから、3月20日の説明会でもいろいろな意見が出されたということでもありますけれども、市町村要保護児童対策協議会には確かに看護師や保健師がいらっしゃると思いますけれども、市町村の窓口で専門職の配置について、日々の相談の中で対応する、そして即判断をするということが求められますので、窓口対応を全県的に充実させていくということが一つは大きいと思いますので、ぜひこれについては相談しながら、何らかの対応をお願いをしたいと思います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 先ほども国の方針ということで御説明をさせていただきましたが、国におきましても市町村の要保護児童対策地域協議会の調整担当者につきましては、常勤職員での配置ということを目指すとしているところでございます。

本県の状況を申し上げますと、これは昨年状況ですけれども、常勤の配置が全体で75%というところでございます。県内に調整担当者の方が64名いらっしゃいますが、75%ぐらいの方が常勤ということでございます。昨年度、北上市の死亡事案につきましては、北上市で担当された職員の方は非常勤だったということですが、勤務時間も限られているということ、夜間の対応もなかなか難しいということがありました。北上市におきましては、その点は改善し、きちんとした形で職員を配置するという方向で対応していただいているところではありますが、県内全体を見ましても、なお25%ぐらいの市町村につきましては常勤ではない方が対応しているところもありますので、国の方針に基づきまして、その点につきましても要請をしまいたいと考えているところでございます。

ただ、県といたしましては、調整担当者の方々のスキルアップという観点で、毎年、担

当の方々の研修を実施しておりますし、また児童相談所におきましては、児童相談所の児童福祉司になる前に受けていただく任用前講習を実施しております。そのような研修にも市町村の担当者の方も対象として受講いただく取り組みもしているところでございます。

なお、国におきましては、今回示された方針の中で、常勤の職員につきましては交付税上の措置がなされるというお話をされているところでございますけれども、先ほど話題でも出ましたが、交付税という部分につきましてはなかなか難しいところもありまして、こういった点につきましても、市町村の人の確保のしやすさという観点から、国に対しましては必要に応じて、要望等してまいりたいと思っております。

いずれにしましても市町村の理解を深めていただくということがまずもって大事だと思いますので、さまざまな会議や研修の機会を通じて、市町村にはその点を訴えてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、今年度の県の方針の中で、福祉総合相談センターの一時保護所の改修というのがありました。ただ、他の公所も見ますと、一関児童相談所は手狭で老朽化しているという部分や、案件がふえている状況からすれば、改修も含めて、私はきちんと計画にのせなければならぬのではないかとと思ひますが、どのような状況になっているかお聞きします。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 児童相談所の一時保護の面での対応、環境改善ということだと思ひますが、一関児童相談所につきましては、三つの児童相談所の中で唯一個室があるところでございます。1部屋だけありますけれども。そういった点、あるいは整備年度という観点からも、ほかの児童相談所よりは少し後のほうの整備というところもでございます。ただ、いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、一時保護でも個別的な対応が必要だと認識をしておりますので、全体の三つの児童相談所のあり方等も含めまして、一時保護所の改修、環境改善につきましても検討してまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 私は、何回か足を運んでいますが、きちんとした対応ができるようにする必要があると思ひます。ですから、きちんと計画を立ててもらって、今後北上市のような事件が絶対起きないように、そして前段での取組をきちんとやるための大事な施設ですから、ぜひこれについては目標を設定しながら、計画的に整備をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、国では、資料の3ページにある、子供の意見表明権を保障する仕組みをこれからつくるとありますが、これはそもそも子供の権利条約に基づく子供の権利条例等が、それぞれの市町村や県等できちんと位置づけられることが非常に大事だと思ひます。子ども・子育て支援法の関係で、そういう権利条例があることが言われますが、そもそも、子供の意見表明権とか、子供の権利に関する条例化が県内でも本当に必要ではないかと、県内での子供の権利という観点での条例化はどのようなになっているかお聞きをしたいと思います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 子供の権利に関する条例ということでございます

が、県内の市町村におきましては、その形で条例を制定しているというのは記憶にはございません。ですが、県といたしましては、先ほども話題に出ましたが、いわての子どもを健やかに育む条例の中におきまして、基本的な理念として、子供の権利を尊重するとうたってございますので、これは本会議におきましても議論になったところでありますけれども、まずこの現行の条例の中で子供の権利を守り育てるという方向で対応してまいりたいと考えているところでございます。

○千田美津子委員 市町村については、遠野市と奥州市はあります。ただ、奥州市もほとんど何もやっていない状況なので、あるところはそれが機能するように、それから県の条例も、今の条例の中でという話でしたが、いじめや不登校も含めた子供の権利がきちんと確保できるような条例にするための、本当に実効性のある条例にしていく。それから、県民への普及も含めていくときではないか思うのです。条例をつくったからいいではなくて、それを有効に各箇所に浸透させる取り組みを強化していただきたいと思いますので、その点伺って終わります。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 市町村の条例化の状況を把握しておらず、失礼いたしました。

県の対応ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、いわての子どもを健やかに育む条例、これの基本計画といたしまして、いわて子どもプランというものを策定しているところでございます。これにつきましては、今年度見直しを行う予定としておりますので、条例の実現化を図るという観点からも、いわて子どもプランの見直しの中で、そういったところも議論してまいりたいと考えております。さまざまな御意見を頂戴しながら、どういった方向で対応できるのかということにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって児童虐待防止に係る取組について調査を終了いたします。

この際、執行部から岩手県自殺対策アクションプランの策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 岩手県自殺対策アクションプランの策定につきまして、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

最初に、1枚目のA4縦の資料をごらんください。現在の自殺対策アクションプランは平成27年度から平成30年度までの計画となっておりますことから、今年度から2023年度まで、5年間を計画期間とする次期アクションプランを策定するものでございます。

資料1をごらんください。いわて県民計画（2019～2028）における自殺対策の位置づけについて、該当する箇所を抜粋しておりますので、御参照ください。本県の自殺死亡率は、全国でも高位にありますことから、健康・余暇の政策分野においても自殺対策の推進を重

要課題の一つに位置づけております。

恐れ入りますが、再度1枚目のA4縦の資料をごらんください。1に次期プランの策定において踏まえる視点を三つお示ししております。

視点の一つ目は、従来の取り組みの充実強化及び市町村や団体の取り組みへの支援の充実です。A3横の資料2-1の左下、5、現状をごらんください。恐れ入りますが、以降、A4縦の資料とA3横の資料2-1を並べてごらんいただければと思います。平成29年の厚生労働省の人口動態統計によりますと、本県の10万人当たりの自殺死亡率は全国でも高位にありますが、官民一体となった総合的な自殺対策を推進してきたことにより、中長期的には減少傾向にあります。そこで、基本的には従来の取り組みを継続し、その充実を図りますとともに、市町村、民間団体による取り組みへの支援の一層の充実を図ってまいります。

1枚目のA4縦の資料にお戻りいただきまして、視点の二つ目は、地域特性に応じた自殺対策の推進です。資料2-1の7、取組の方向性をごらんください。次期プランにおける自殺対策の取り組みの方向性を五つお示ししております。

一つ目は、自殺対策の担い手養成、普及啓発、自死遺族支援等の包括的な自殺対策プログラムの実践です。県内市町村におけるプログラムの実践率を高めるとともに、関連施策との連携強化を図ります。

二つ目は、対象に応じた自殺対策の推進です。自殺実態の分析結果等を踏まえ、高齢者、生活困窮者、働き盛り世代、健康問題を抱える者、子供・若者といったそれぞれの対象に応じた対策を推進します。

そして、三つ目が新たに盛り込みました地域特性に応じた自殺対策の推進です。社会資源や産業構造、人口密度など、それぞれの地域特性に応じた自殺対策を推進します。例えば社会資源が乏しい地域であれば、より関係機関の連携を強化し、第2次、第3次産業の就業者が多い地域であれば、より職域へのアプローチを強化するといったことが挙げられます。

四つ目は、東日本大震災津波の影響への対策です。時間の経過に従い、抱える問題も複雑化、多様化しておりますので、引き続き震災関連の自殺を防ぐ対策を推進してまいります。

五つ目は、相談支援体制の充実・強化です。個々の事情に応じて適切な支援につなぐことができるよう、関係機関とのネットワーク強化による相談事業のワンストップ化等に取組みます。

1枚目のA4縦の資料にお戻りいただきまして、視点の三つ目は、13の重点施策項目に基づく取り組みです。資料2-1の9、重点施策及び主な取組事項をごらんください。五つの取組の方向性を踏まえ、国の新たな自殺総合対策大綱との整合性を図り、震災対策を含めた13項目の重点施策を掲げ、取り組みを推進してまいります。

個々の項目につきまして、ポイントのみ御説明申し上げます。①の地域レベルの実践的

な取り組みへの支援強化では、平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正により市町村においても自殺対策計画を策定していることから、当該計画に基づく取り組みの支援を新たに盛り込んでいます。

②の県民一人ひとりの気づきと見守りを促すでは、引き続きゲートキーパー及び傾聴ボランティアの養成、事業所訪問、出前講座の取り組みを推進してまいります。

③の調査研究等の推進では、引き続き自殺対策に資する国等の統計資料の情報収集や分析等を行います。

④の人材の確保、養成及び資質の向上では、医療、介護、福祉、教育、労働等、さまざまな分野の方々を対象に自殺のリスクが高い方への対応力向上を図るための人材養成研修等を開催します。

⑤の心の健康を支援する環境整備と心の健康づくりの推進では、心の健康の保持、増進を図るための体制づくりに加え、健康増進の取り組みや病気を抱える人及びその家族等を支援することも新たに記載しています。

⑥の適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにするには、各分野の従事者を対象に精神疾患の対応力向上を図る研修等を実施します。

⑦の社会全体の自殺リスクを低下させるには、普及啓発や電話相談、相談窓口の担当者を対象としたゲートキーパー研修を引き続き実施するほか、失業、多重債務、生活困窮など社会的リスクの軽減を図るためのさまざまな取り組みを記載しております。

⑧の自殺未遂者への支援、⑨の遺された人への支援、⑩の民間団体との連携強化は、引き続き重点施策として取り組みを継続します。

⑪の子ども・若者の自殺対策の推進は、新たに大綱に設けられた事項であり、いじめ防止等の対策などを記載しているほか、それぞれの重点施策に記載している子ども・若者関係の取り組みを再掲しています。

⑫の勤務問題による自殺対策の推進も新たに大綱に設けられた事項であり、働き方改革や健康経営の取り組みを記載しているほか、他の重点施策に記載している働き盛り世代対策に関連する事項を再掲しています。

⑬の被災地における包括的な支援では、心のケアセンターによる支援を初め、東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号の被災地支援に継続して取り組みます。

なお、自殺対策は県、市町村、民間団体等がそれぞれの役割分担のもと、協力、連携して取り組むものですので、プランの本文には重点施策ごとに県の取り組み及び県以外の主体に期待される取り組みを整理しております。取組概要を資料 2—1 の 2 枚目にお示ししておりますので、御参照ください。

それでは、再び 1 枚目の A 4 縦の資料にお戻りください。2 のプランの構成ですが、基本的に現行プランの体系を踏襲しております。資料 2—2 の冊子、自殺対策アクションプラン案をごらんください。1 枚めくっていただきますと目次がございます。第 1 章から第 7 章までで構成しております。ページ数が多いことから詳細の説明は省略させていただきます。

ますが、2ページから10ページの第2章で自殺対策の現状を、それから11ページから14ページの第3章でこれまでの取組を、続きまして27ページ以降の第6章の3で重点施策項目ごとの取り組みをお示ししております。

そのほか別表といたしまして、46ページにいわて県民計画（2019～2028）の第1期アクションプラン、政策推進プランの指標における自殺対策に関連する指標の一覧を、そして47ページ以降に県関係部局の自殺対策関連事業一覧表を掲載しております。

たびたび恐れ入りますが、再び1枚目のA4縦の資料にお戻りください。3の目標でございますが、国は自殺総合対策大綱において、2026年までに自殺死亡率を他の先進諸国並みの13.0まで減少させることを目指しております。県では、一人でも多くの自殺者を防ぐことが目標ですが、当面の目標として、全国平均レベルまで減少させていくことを目指し、2023年の自殺死亡率を15.0まで減少させることを目標とします。なお、自殺者数178人は、人口問題研究所の推計人口をもとに県が算定したものでございます。

最後に、4の策定スケジュールでございます。このアクションプラン案につきましては、昨年度末にいわて県民計画（2019～2028）との整合性を確認いたしました上で、昨日、4月15日に知事を本部長といたします自殺総合対策本部会議において最終協議を行ったところでございまして、本日のこの常任委員会での御説明を経まして4月中に策定する予定としているところでございます。

岩手県自殺対策アクションプランの説明につきましては以上でございます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**高橋但馬委員** 御説明ありがとうございます。1点確認をしたかったですけれども、県内の民間団体である、例えばいのちの電話とか、傾聴ボランティアがいると思うのですが、今後2019年度から2023年度に当たってのアクションプランにおいて、連携の部分で、今までにプラス、新たにこういうことに取り組むなどというものはあるかどうか、お聞かせください。

○**山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長** 盛岡いのちの電話などにおきましては、対面の相談対応のほかに、メールでの相談対応などを行っているところでございまして、国におきましてはSNSによる相談なども推進することとしているところですが、SNSによる相談対応につきましては、若者向けに有用であると考えられます一方で、相手の反応が見えないといったところがございまして、加えて最終的な課題解決に向けて、どのように具体的な支援に持っていくのかという幾つか課題も指摘されているところでございます。そこで、厚生労働省においてはSNSの相談事業に取り組む団体の情報なども公表しておりますので、いのちの電話のメール対応などを含め、広く県民の皆さんに多様な相談対応がありますということを周知しながら、必要に応じて盛岡いのちの電話などのメール相談なども有効に活用していただくように普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○**高橋但馬委員** 自殺を防ぐに当たって、それぞれ個々の事情もあると思いますし、環境もあると思うので、例えばSNSのほうがいい場合もありますし、対面のほうがよかった

場合もあると思うので、そういう窓口があるということをしかりと県民全体に広げるように努めていただければと思います。以上です。

○千葉絢子委員 私は2点お伺いしたいのですが、1点目は自殺対策アクションプラン案についてお伺いします。現状で、平成25年から平成29年の自殺者の傾向をお示しいただきました。ただ、原因に何があるのかというところまで分析をしていらっしゃるのか。例えばなぜ主婦が多いのか、それから10代から40代が自殺を選んでしまう理由は何かというところまで分析をしないと、恐らく対策も生きてこないのではと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 自殺で亡くなられる多くの方に関しましては、社会的要因を含むさまざまな複数の要因が複雑に関係して、結果、心理的に追い込まれた末、みずからお亡くなりになられているという状況がありますことから、個々の原因、動機を詳細に把握するというのは非常に困難な部分がありまして、そういった中におきましても、本県におきましては男女ともに、健康に関することに悩まれた末、みずからお亡くなりになられた方でありまして、経済的に悩まれた末、お亡くなりになられている方が多いという具体的なデータがありますので、亡くなられる方が多い年代をターゲットにした取り組みを強化させて、一人でも自殺により亡くなる方を減らしていくということを着実に進めていく必要があるものと考えているところでございます。

○千葉絢子委員 ビッグデータの中で、健康問題を抱えている人が多いというような指摘があるのは私も存じておりますが、では主婦が健康問題を理由に自殺をするケースというのはどれぐらいあるのかというところを当てはめていく必要があるのではないかと思うのです。それぞれ対象に応じた自殺対策の推進の中で、高齢者への対策、これは健康問題かなど。それから、生活困窮者への対策、これは経済的な要因ではないか。働き盛り世代への対策、これは職場のメンタルヘルスなどの問題ではないか。健康問題を抱える者への対策、例えば病気があって働けないとか、そういった経済的な問題にもかかわってくる。それから、子供・若者への対策と、5つに分類して対策を講じていますけれども、では女性の中で、年金、雇用保険等生活者に次いで主婦が多い、主婦への対策というのはどういったものがあるのかというところが示されておられません。

私の身の回りにも自殺を考えた主婦の方が結構おります。その理由を申し上げますと、例えば障がいのある子供を一人で育てている親とか、子供の将来、自分の生活を悲観した非正規雇用のひとり親とか、それから夫や家族から身体的、精神的、経済的なDVを受けている女性、これは全部20代から40代の方です。本当に生活が立ち行かない、自分も苦しくて離婚を考えた、そういった理由から自殺というものも一つ選択肢に持ったという方がうちの事務所にも大変多く相談に訪れます。

そこで、何で死ななかったかというのは、本当に自分でも奇跡だと思えないと。例えば再婚相手が見つかって、そのDVから逃れることができたとか、経済的な不安から脱出することができたとか、一人で子供や生活を負っていかなくて済むのだというような、

そういった精神的な重荷から解放されたことで、自殺という選択肢を選ばなくて済んだというような話を昨日も聞いたばかりでございました。

ですから、10代から40代の若い世代、男性と女性、それぞれにもやはり違った原因があると私は思っております。そういったところの支援をどうしていくか。傾向だけでは見えてとれない個々の状況というのも、やはり御家族の今後の支援にもかかわってくる部分でありますので、もしかしたら経済的に、仕事があればこの人は死ななくて済んだのではないかと、心中をしなくて済んだのではないかと、そういう身近な問題として考えていかないと、自殺という選択肢を選ぶ方というのは減っていかないと、思います。なぜ主婦が多いのか、そして若者が多いのか、傾聴や学校でのSNSを使った対応で本当に足りるのか、就職による問題はないのかということをしつかり聞いていただきたいと思っております。

これは自殺だけではなくて、例えば今奨学金をもらって大学を卒業して就職する方が非常に多くなっております。就職をした段階で、奨学金の返済義務を抱えていない大卒の方を探すほうが難しいと言われておまして、学費のほかに生活費分も借りていた場合、1人当たり数百万円という借財を抱えて社会へ船出をするわけなのです。先日私の事務所にも、結婚を考えていた女性の奨学金の返済が理由で、自分が借金を背負うと思って結婚をやめたという男性が訪れました。これは、自分が抱えてきた奨学金が原因で結婚が御破算になったとなれば、自分の身をはかなんで亡くなる方も多くなってくると思うのです。なので、若者の自殺原因は何かということをしつかり知っていかなければ、今後の岩手の人口や、社会の構造ですとか、そういったところにもかなり深くかかわってくる、アクションプランの必要性、そこもきちんと議論していかなくてはいけないかと思うのですが、ビッグデータだけではなく、その地域が抱えている問題、その年代が抱えている問題、それから女性、主婦の方が自死を選ぶ原因というのをきちんと聞き取りをした上で対策を練っていただきたいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 委員御指摘のように、自殺をお考えになる背景はさまざまで、複雑で、多様な要因があろうかと考えております。悩んでいる方に何らかの支援につながるようにするためにも、相談支援のチャンネルをたくさん用意して、どのような形であっても相談支援につなげていくことがまず第一歩として必要なことと考えておりますので、現状でもさまざまな相談機関がございますけれども、さらに普及啓発を図ることを通じて、悩み事があつたら相談機関にぜひ相談してくださいという形で相談支援につないでいただいて、その上でお悩みの内容を一つ一つしつかり聞き取りながら、ある程度、期間的なスパンはあるかと思いますが、データとして蓄積していきながら、その後の支援につなげていく取り組みを通じて、そういった方々の自殺要因などの分析、そして支援などにもつなげてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 身近に自死を考えている方というのはこんなに多いのかというのは、私も実際相談を受ける中で実感しております。なので、日常生活では、もしかしたら皆さん、かわりが少ないかもしれないですけれども、本当に隣のおうちに住んでいる方がどうい

う問題を抱えているか、亡くなった後からでは遅いので、いろいろとネットワークなりアンテナを研ぎ澄まして、本当に自殺を考えている方が思いとどまるような、そういった施策につながることを心から願っております。

あと、もう一点です。いわてリハビリテーションセンターについて伺います。

実は、いわてリハビリテーションセンターで働いている方と入所している方からの御相談を受けました。まず、利用者ですね、入所してリハビリを受けている方の平均入院日数というのでしょうか。また、職員が1日どれくらい、いわてリハビリテーションセンターに出入りをしているかということです。実際そこで何人が過ごしているかという点を伺います。

○**稲葉医療政策室地域医療推進課長** いわてリハビリテーションセンターでございますが、100床のベッドで運用しておりまして、現在病床利用率としては80%ぐらいで推移しておりまして、平均の在院日数につきましては、詳しい数字はございませんけれども、約3カ月程度が平均だと思います。長短はそれぞれございますが、そういった形でやっております。

職員につきましては、法人で採用している職員が173人、医師8名、作業療法士、理学療法士等の専門職の方々に運用しております。

○**千葉絢子委員** 多くの方が利用しているいわてリハビリテーションセンターなのですが、実はその中の売店が閉鎖というか、撤退をする方針であると伺っておりました。この後の善後策といいますか、措置が図られるのか、御確認したいと思います。

○**稲葉医療政策室地域医療推進課長** いわてリハビリテーションセンターは平成5年に雫石町に開所して以来、同じ方が地域貢献といった意味合いも含めて、売店と自動販売機を運営されておりました。25年やってきていただいたのですけれども、100人の患者の市場といいますか、対象ですので、経営的に厳しくて、立ち行かないということで、3月末をもって使用許可の更新をしなかったところでございます。入院患者の療養環境の整備にも影響が出てきますので、後継となる事業者を今探しているところでありまして、折衝中というところでございます。空白期間が短くなるように努力していきたいと思っております。

○**千葉絢子委員** ちょっと小耳に挟んだところによると、地元の商工会ですか、お手伝いをしたいというような意向を持っているということもありまして、立地が非常に不便なところにありますし、リハビリを必要としている方なので移動手段もないですし、職員の例えば土日の食事をどうするかとか、そういうことも含めて、環境として早目に整備をしていかなければいけないのかなと思っておりますので、何とぞ早目にさせていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○**神崎浩之委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** 再開いたします。

○千田美津子委員 自殺対策アクションプランの現状の中で東日本大震災津波関連の自殺が発災をピークに減少傾向にあったが、平成 28 年、平成 29 年は増加したと。それで、この表にはないのですが、平成 30 年はどのような状況にあったか、わかればお知らせいただきたいと思います。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 平成 30 年度につきましては、再び減少に転じまして、2 名の方がお亡くなりになられています。

○千田美津子委員 このままふえていくと大変だなと思ったので質問しましたが、今の答弁で安心しました。ただ、やはりせつかく助かった命ですので、傾聴サロンなどのいろいろな支援の取り組みが必要だと思います。また、重点施策でも包括的な支援対策を築くということがあります。生活支援相談員等もいろいろな部署でふやす努力をしていますが、とにかく自殺をなくすことは一番ですが、岩手県の場合、被災地でありますので、ぜひ被災者の自殺がなくなるように、引き続きの取り組みの強化をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 委員御指摘のとおり、先ほどの御説明でも申し上げたのですが、被災地におきましては、時間の経過に伴いましてハード整備が進む一方で、被災者の方々の抱える問題が複雑化、多様化してきている状況でございます。現在もこころのケアセンターにおいて活動を継続しているところでございますが、引き続き、活動を継続いたしますし、震災関連の自殺を防ぐ対策をこれからも推進してまいりたいと考えております。

○中平均委員 私からも自殺対策アクションプランについて 2 点質問します。

こころのケアセンターの関係ですけれども、今年は国費で充当できたということですが、ただ年々、震災の復旧、復興が進んでくることによって、こころの予算をどうするかが毎年課題になっているようにお聞きしているのですが、アクションプランを進めていく中でも被災地の包括的なケア、こころのケアセンター等の維持ということを岩手県としても重点でやっていく必要があるのだらうと思います。この点は過去の質問等でもお話ししましたが、今年度は 100%国費対応となっておりますが、来年度以降も、引き続きつけていくためのその取り組みをどうしていくか。県のほうでも、国に対する要望等を出しているのは承知しておりますけれども、それをさらに、もっと力を入れていくべきではないかと思っておりますので、質問します。

あともう一点は、ストレスチェック等のメンタルヘルスへの取り組みについてでございますけれども、この点、県庁内でやっているのだらうとは思いますが。

あとは、各事業所においてストレスチェックを進めていこうという取り組みについて、こころのケアセンターではサロン等やっていますよね。そういったものを含めて、自殺される方については、勤めている方で 40 代、50 代の方が多いということになっていきますから、事業所の自助努力でやるべきなのか、インセンティブをとって県としてストレスチェックの実施を進めていくのか、そういう点がこれから必要なのではないかと考えます。例

えば震災後のときは、今ここにいるマスコミさんたちも、被災地に行ってきたらストレスチェックしていましたよね。メンタルチェックをされていたと思うのですが、そういった点等を含めて考えていかなければならないと考えます。そういうところもアクションプランの中で目標等を掲げ、何人以上の事業所は年に1回やりましようとか盛り込んでいくことも必要ではないかと思うのですが、この2点お聞きします。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 まず、1点目のところのケアセンターの運営に係る財源についてでございますが、見通しといたしましては、復興庁が存在する平成32年度までは現状の国による支援体制が維持されるものと考えているところでございますけれども、平成33年度以降につきましては、現状で国からまだ具体の支援方策なり、支援の規模なりといったことについては示されておらないところでございます。委員からのお話があったことの繰り返しのような形になって大変恐縮なのですけれども、県といたしましては現状の国による支援を維持、継続してもらうように、積極的に今後要望活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目のストレスチェックについてであります。今回のアクションプランにおいても、まさに前回のアクションプランから継続して、40代、50代の男性、働き盛り世代の男性が自殺で亡くなる方が多いということが継続している状況でありますので、ここには本当に力を入れていかなければならないと考えているところです。その中においても、ストレスチェックというのは有効な一つの手段であると考えておりますので、県といたしましては、保健所などが地域の事業所訪問などをして、メンタルヘルス対策を講じることなどについて事業所などに話をするわけでありまして、その中においてストレスチェックにつきましても、あわせてその事業所で実施してもらうように、積極的な推奨を促し、40代、50代の働き盛り世代の自殺でお亡くなりになる方が一人でも減少するように取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○中平均委員 ぜひ今言った取り組みなどについて、数値的な部分含めて、そして先ほど千葉絢子委員からもありましたけれども、さまざまな自殺の原因があるというところ、皆さん御承知のとおりです。そういった中で、情報等が伝わっていかないというところが一番の原因になっている点があるかと思っておりますので、その点の周知の方法なりを徹底していきながら、アクションプランが具体的に、また実態的に目標をクリアしていくことを期待しておりますし、私どももそのための提言等を行っていきたいと思っておりますので、今後もよろしく願いして終わります。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査及び調査を終了いたします。

なお、先ほど継続審査となりました請願の願意確認についてでございますが、議長に対して委員派遣承認要求が必要となりますが、派遣委員、日時、場所等の手続につきましては当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月23日から24日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたします。本日はこれをもって散会いたします。